

●香川県告示第295号

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年5月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指定に係る保安林の所在場所
高松市牟礼町牟礼字八栗3424の10、3426の1
- 2 指定の目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び高松市産業部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)